

第十一号議案

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

例（平成二年十二月江戸川区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「選挙ごと」を「区議会議員選挙及び区長選挙ごと」に改める。

第三条に後段として次のように加える。

この場合において、掲載文及び写真の添付に当たっては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第四条中「を記載して」を「等を記載し、又は記録して」に改める。

第六条第一項中「当該選挙に用うべき」を「区議会議員選挙及び区長選挙に用いる」に改め、同条第二項中「、江戸川区の事務所」を「において、江戸川区役所、各出張所」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第三条及び第四条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される江戸川区議会議員選挙及び江戸川区長選挙（以下「選挙」という。）について適用し、施行の日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（説明）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の改正を踏まえ、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とするほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。